各申請書の説明等

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書名称 | 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ハ） |
| 内容 | 認定には以下のすべてのことに該当するのが条件です。・経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいる。・円高の影響により、原則として最近１か月間の売上高等が前年同月と比較して、１０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の売上高等が前年同期と比較して、１０％以上減少することが見込まれること。※最近２か月の売上高等の実績値とその翌月を含む３か月間の見込み値で認定申請することも可能。※１つの指定業種に属する事業のみを行っている。または、兼業者であって、行っている事業が全て指定業種に属する場合には、①の申請書を用いる。※兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に該当する場合は、②の申請書を用いる。※兼業者であって、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に属する事業を行っている場合は、③の申請書を用いる。 |
| 提出先 | 農政産業課（１階） |
| 注意事項 | 認定申請書は２部提出してください。添付する書類がありますので注意してください。●添付書類・５号認定（ハ）に係る売上高の記入用紙・試算表・元帳など、上記記入用紙に記入した数値の根拠となるもの・過去２か年の確定申告書または過去２か年の決算書の写し・履歴事項全部証明書等、指定された業種を営んでいることが確認できる書類（写しも可）・理由書（売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述したもの） |
| 手数料 | なし |
| その他 | 認定申請書は２部提出してください。認定には１週間程度かかります。 |
| 問合せ | 農政産業課電話番号：０４９－２９９－１７６０　　ＦＡＸ：０４９－２９７－８４３７e-mail：nousei@town.kawajima.saitama.jp |